

# 三陸ジオパーク認定ガイド制度要綱

## (目的)

第1 この要綱は、三陸ジオパークエリアの優れた自然遺産を、歴史・文化遺産等と結び付け、ジオツーリズムなどにおいて地域の魅力を発信することができるガイドの能力を保証する「三陸ジオパーク認定ガイド（以下「認定ガイド」という。）」に関する要件、具体的手続等を定めるものである。

## (認定ガイドの定義)

第2 認定ガイドは、三陸ジオパークについて一定の知識を有するとともに、ジオパーク活動を普及、及び推進する意思を有し、三陸ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する認定試験に合格した者であって、所定の手続により要件を満たす者として協議会会長の認定を受けた者とする。

2 認定ガイドのうち、活動範囲をブロック又は市町村若しくは地域協議会のエリアに限定することを条件に協議会会長の認定を受けた者を「三陸ジオパークエリアガイド（以下「エリアガイド」という。）」とし、特に定めのない限り、認定ガイドの規定を準用する。

## (認定ガイドの責務)

第3 認定ガイドは、ガイド利用者の安全を確保するとともに、三陸ジオパークエリアの優れた自然遺産を、歴史・文化遺産等と結び付け、地域の魅力を分かりやすく伝えることができるよう、その資質の向上に努めなければならない。

2 ガイド利用者からのガイド内容に係る苦情や活動中に発生した事故等については、認定ガイド及び所属するガイド団体等が責任を持って対応するものとする。

## (認定の要件)

第4 初めて認定の認定を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 第5に定める認定試験に合格していること。
- (2) 別表1に掲げる「自然案内に関する講習会等」を受講していること。
- (3) 別表2に掲げる「救急に関する講習」を受講しており、かつ、その有効期間内であること。
- (4) 個人又は所属するガイド団体等が、活動中の事故等の発生により法律上の損害賠償責任が生じた場合に対応できる賠償責任保険に加入しており、かつ、その保険期間が満了していないこと。

2 認定ガイドの更新を受けることができる者は、前項第4号の要件に加え、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 第7の有効期間中に、協議会会長が別に定める更新講座を受講していること。
- (2) 第7の有効期間中に、ガイド利用者からガイド料を徴収する有料ガイドとしての活動実績があること。
- (3) 前項第3号の講習を受講しており、かつ、その有効期間内であること。

## (認定試験)

第5 認定試験は、筆記試験及び実技試験とする。

2 筆記試験は、三陸ジオパーク検定（初級）をもってこれに代える。なお、エリアガイドの筆記試験は、活動範囲に応じて別に実施するものとする。

- 3 実技試験を受験できる者は、別表3に掲げる認定講座のうち、必須科目の全講座及び選択科目の5講座以上を受講している者とする。ただし、必須科目の「プログラム作成」及び「プログラム磨き」の受講有効期間は受講した年度の3月末までとし、それ以外の受講有効期間は受講した年度の翌年度3月末までとする。
- 4 実技試験は、別表3に掲げる認定講座の必須科目の「プログラム作成」及び「プログラム磨き」により作成する「プログラム実施計画書」に基づく模擬ガイド並びに受験者への質疑応答により実施する。

(新規認定の手続)

- 第6 認定ガイドの認定を希望する者は、「三陸ジオパーク認定ガイド」認定申請書に、次に掲げる書類を添付して、協議会会長に提出するものとする。
- (1) 第4第1項第2号から第4号までに掲げる要件を証する書類の写し
  - (2) 顔写真
  - (3) エリアガイドが有効期間内に認定ガイドの認定を申請する場合、エリアガイド認定証
- 2 協議会会長は、前項に規定する認定申請書の提出があったときは、速やかに申請の内容を確認し、第4第1項の要件を具備することを確認したときは、認定ガイドとして認定し、認定証を交付する。

(有効期間)

- 第7 認定ガイドの有効期間は、3年間とする。ただし、新規認定の起算日は、認定を受けた当該年度の4月1日とする。

(更新の手続)

- 第8 認定の更新を希望する者は、「三陸ジオパーク認定ガイド」認定更新申請書に、次に掲げる書類を添付して、協議会会長に提出するものとする。
- (1) 第4第1項第3号及び第4号に掲げる要件を証する書類の写し
  - (2) 第4第2項第2号の実績が分かる書類の写し
  - (3) 顔写真
- 2 協議会会長は、前項に規定する認定更新申請書の提出があったときは、速やかに申請の内容を確認し、第4第2項の要件を具備することを確認したときは、認定ガイドの認定を更新し、認定証を交付する。

(賠償責任保険期間の確認)

- 第9 協議会会長は、第4第1項第4号に掲げる要件を満たしているか、随時、確認するものとする。

(認定の失効)

- 第10 協議会会長は、認定ガイドが第7の有効期間内に更新手続を行わなかったときは、認定ガイドの認定を取り消すことができる。

- 2 協議会会長は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を本人に通知する。
- 3 認定を取り消された認定ガイドは、速やかに認定証を協議会会長に返納しなければならない。

(認定の辞退)

第 11 認定ガイドの認定を受けた者が、その認定の辞退を希望したときは、いつでも辞退できる。

- 2 前項により辞退しようとするときは、速やかに認定証を協議会会長に返納しなければならない。

(認定の取消し)

第 12 協議会会長は、認定ガイドが次の各号のいずれかに該当するときは、認定ガイドの認定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他の不正の手段により認定ガイドの認定を受けていたとき。

(2) 協議会又は認定ガイドの信用を著しく失墜させたとき。

- 2 協議会会長は、前項の規定により認定を取り消したときは、本人に通知する。
- 3 認定を取り消された認定ガイドは、速やかに認定証を協議会会長に返納しなければならない。
- 4 協議会会長は、第 2 項の取消しによって生じた損害の一切について責任を負わない。

(その他)

第 13 この要綱に定めるもののほか、認定制度の運用に必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

別表1（第4関係）

自然案内に関する講習会等

No.	名称	主催団体
1	ネイチャーゲームリーダー養成講座	公益社団法人日本シェアリングネイチャー協会
2	自然観察指導員講習会	日本自然保護協会
3	自然体験活動指導者（NEALリーダー）養成講習会	全国体験活動指導者認定委員会 自然体験活動部会
4	エコツアーリズムガイド講習会	日本エコツアーリズム協会
5	プロジェクト・ワイルド指導者養成講習会	プロジェクト・ワイルド事務局（一般社団法人公園財団内）
6	プロジェクトWETエデュケーター講習会	公益財団法人河川財団
7	インタープリタートレーニングセンター	日本インタープリテーション協会
8	グリーンツアーリズムインストラクター育成スクール	一般財団法人都市農村漁村交流活性化機構

※ 上記に掲げるもののほか、これらと同等の自然体験活動の技術や安全対策を習得できるものとして協議会会長が認める講習会等を含むものとする。

別表2（第4条関係）

救急に関する講習

No.	名称	主催団体
1	赤十字救急法 基礎講習	日本赤十字社
2	赤十字救急法 救急員養成講習	日本赤十字社
3	普通救命講習	消防署

※ 上記に掲げるもののほか、これらと同等の心肺蘇生やAEDの取扱いを習得できるものとして協議会会長が認める講習を含むものとする。

別表3（第5関係）

認定講座

必修/選択	科目名	内容
必修	①ジオパーク概論	ジオパークの理念、ユネスコ世界ジオパーク、日本ジオパーク、三陸ジオパークの特徴など
	②安全管理（リスクマネジメント）	自然体験活動等における安全管理
	③プログラム作成	ジオパークのガイドシナリオやガイドプログラム作成のコツなど
	④プログラム磨き	受講者が作成したガイドプログラムの磨き上げ
選択	①地質各論	三陸ジオパークの地形、地質など
	②自然各論	三陸ジオパークの自然、生物など
	③文化各論	三陸ジオパークの生活文化、災害史など
	④ジオめぐり	ジオサイトの現地見学など
	⑤観光概論	旅行業法、観光学、インバウンドなど
	⑥環境関連法	環境基本法、自然公園法、資源の保護・保全など
	⑦実践者のおはなし	ガイドの心構え、他地域のジオパークでのガイド実践例、接客接遇マナー、お客様とのコミュニケーション方法、クレーム対応の方法など

※ 各科目、講義形式は60分、ワークショップ形式は60～90分を目途とする。

年 月 日

三陸ジオパーク推進協議会会長 様

申込者  
(住所) 〒 ー

(氏名) 印

三陸ジオパーク認定ガイド認定試験（実技試験）申込書

このことについて、三陸ジオパーク認定ガイド制度要綱第5の規定に基づき、認定試験（実技試験）に申込みます。

記

所属団体	
連絡先	電話： FAX： 電子メール：

様式第2号（第5関係）

年 月 日

（認定試験を受験した者）様

三陸ジオパーク推進協議会会長



三陸ジオパーク認定ガイド認定試験（実技試験）の結果について  
年 月 日に実施した認定試験（実技試験）の結果を通知します。

記

合 格

不合格

三陸ジオパーク推進協議会会長 様

申請者  
(住所) 〒 ー  
  
(氏名)



三陸ジオパーク認定ガイド認定申請書

このことについて、三陸ジオパーク認定ガイド制度要綱第6の規定に基づき、認定申請します。

記

ガイド区分 (区分欄に☑)	<input type="checkbox"/> 認定ガイド <input type="checkbox"/> エリアガイド (活動範囲： )
所属団体	
連絡先	電話： FAX： 電子メール：
備考	

【添付書類】

- ① 自然案内に関する講習会等を受講していることを証する書類（受講証の写しなど）。
- ② 救急に関する講習を受講しており、かつ、その有効期間内であることを証する書類（受講証の写しなど）。
- ③ 賠償責任保険に加入しており、かつ、その保険期間内であることを証する書類（保険証書の写しなど）。
- ④ 顔写真（データ [jpeg 形式など] でも可）。
- ⑤ エリアガイドが有効期間内に認定ガイドの認定を申請する場合、エリアガイド認定証



様式第4号（第6、第8関係）

1 認定ガイド認定証



2 エリアガイド認定証



注1 活動範囲の記載区分  
ブロック又は市町村（地域協議会）の名称

注2 登録No.の付け方

登録No.（認定された西暦）—（認定番号）



④ 顔写真（データ [jpeg 形式など] でも可）。

年 月 日

登録 NO.

(認定を取り消したガイド) 様

三陸ジオパーク推進協議会会長



三陸ジオパーク認定ガイドの認定取消について

このことについて、三陸ジオパーク認定ガイド制度要綱第 12 第 2 項の規定に基づき、認定ガイドの認定を取り消したので通知します。

については、認定証を速やかに返納してください。

記

取り消した理由	
備 考	